

地域働き方・職場改革等推進会議の開催について

令和 7 年 4 月 25 日
全世代型社会保障構築本部長決定

- 1 全世代型社会保障を構築していくためには、個人のライフスタイル・ライフサイクルに応じた多様な働き方やキャリア選択が可能となり、将来への展望を持ちながら安心して働くことができる環境を整備することが重要である。

我が国が「人材希少社会」に入らる中で、全ての人が幸せを実感できる、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築いていく必要があり、「地方創生 2.0 の「基本的な考え方」」（令和 6 年 12 月 24 日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）を踏まえ、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、若者や女性にも選ばれる地方を実現するため、地域の関係者や有識者が議論し、共に地域の働き方・職場改革等の推進に取り組む地域密着型の活動を促進し、先行可能な地域からの実践を支援する必要がある。

この支援について、有識者を含めて検討し、関係行政機関で連携して実施するため、全世代型社会保障構築本部の下に、地域働き方・職場改革等推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（参）
副議長	全世代型社会保障改革を担当する内閣府大臣政務官
構成員	新しい地方経済・生活環境創生を担当する内閣府大臣政務官
	男女共同参画を担当する内閣府大臣政務官
	厚生労働大臣が指名する厚生労働大臣政務官
	別紙に掲げる有識者

- 3 会議の下に、地域働き方・職場改革等推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

- 4 会議及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

- 5 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

地域働き方・職場改革等推進会議 有識者

(五十音順)

猪熊	律子	読売新聞東京本社編集委員
小安	美和	株式会社Will Lab代表取締役
白河	桃子	昭和女子大学客員教授、情報経営イノベーション専門職大学特任教授
菅原	茂	気仙沼市長
平井	伸治	鳥取県知事
古屋	星斗	リクルートワークス研究所主任研究員
山本	蓮	地方女子プロジェクト代表

地域働き方・職場改革等推進会議幹事会の構成員の官職の指定について

令和 7 年 4 月 25 日
地域働き方・職場改革等推進会議長決定
令和 7 年 9 月 16 日
一 部 改 正

地域働き方・職場改革等推進会議の開催について（令和 7 年 4 月 25 日全世代型社会保障構築本部長決定）第 3 項の規定に基づき、地域働き方・職場改革等推進会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長
副議長	内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官
構成員	内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局企画官
	内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局審議官
	内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局参事官
	内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
	内閣府男女共同参画局推進課長
	財務省大臣官房審議官（大臣官房担当）
	厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）（政策統括室長代理兼任）
	厚生労働省大臣官房審議官（雇用環境、均等担当）
	厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当）（雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室長兼任）